

伝統芸能館利用料金減免基準

豊中市立伝統芸能館条例施行規則第15条第2号による、その他市長が特別の理由があると認めるときについて、基準を次のように定める。

1. 利用料金の減免対象となる催しと減免の割合

伝統芸能館登録グループ要項に定める育成グループが主催する催し。

- (1) 市民を対象とした発表会または講習会等の場合は、年に1回利用料金（本番のみ）について全額免除。
- (2) 練習などの場合は、月に1回利用料金について全額免除。ただし、附属設備に係る利用料金については対象外。

附則

1. この基準は令和3年4月1日から施行する。
2. この基準は令和3年9月21日から施行する。